

給付金の種類と金額が変更になります

変更の内容

- (1) 障害見舞金を廃止します。
- (2) 死亡弔慰金の種類と金額を変更します。

現 行		
会員が疾病により死亡したとき	満65歳未満の者	100,000
	満65歳以上の者	50,000
会員が不慮の事故等により死亡したとき	満65歳未満の者	150,000
	満65歳以上の者	100,000
会員が交通事故により死亡したとき	満65歳未満の者	250,000
	満65歳以上の者	200,000



変 更		
会員が死亡したとき	満65歳未満の者	100,000
	満65歳以上の者	50,000

※金額の単位は円です。

※永年勤続報奨金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金、成人祝金、還暦祝金、死亡弔慰金（配偶者・子・親）は変更ありません。

※ひとつの事象に対して支払う給付金額は、10万円を限度とします。

※給付金申請は給付事由発生後2年間有効です。変更前に給付事由が発生していた場合は、変更前の種類と金額の扱いとなります。

宿泊助成の助成対象が変更になります

4月以降の宿泊については、同居家族の宿泊助成の対象が小学生以上となりますのでご了承ください。

入学祝給付金の申請をお忘れなく！

今春、小学校・中学校に入学されるお子様を扶養されている会員の方には入学祝金（10,000円）が支給されます。

給付金請求書及び給付事由発生証明書に必要事項をご記入のうえ、ドゥブレに提出してください。



春休みに旅行された方！ 宿泊助成の申請をお忘れなく！



申請期限は、チェックアウトした日の翌月末までです。

春休みに旅行（1泊以上）された、又はされる会員及び同居家族の方は、宿泊助成金（会員1,500円・同居家族1,000円）が支給されますので、助成金申請書に宿泊施設又は旅行会社が発行した領収書をつけて必要事項をご記入のうえ、ドゥブレに提出してください。ただし、助成回数は年1回（4月～3月の1年間）となります。